

2023-24 WE リーグカップ^o試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、WE リーグ規約（以下「規約」という）第29条第1項に定める公式試合として、2023-24 WE リーグカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2023-24 WE リーグ試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会はグループステージおよび決勝から構成される。
- (2) 本大会にはすべての WE クラブが参加する。
- (3) グループステージおよび決勝は、以下の定めに従って行う。
 - ① グループステージ参加クラブをAおよびBの2つのグループに分け、各グループ内で1回戦総当りとする。
 - ② グループステージ、各グループの上位1チームの合計2チームが、1試合で行う決勝に進出するものとする。
- (4) 本条において想定されていない事態が発生した場合の措置は、理事会で審議決定する。

第3条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）および WE リーグが主催し、WE リーグが主管する。
- (2) WE リーグは、本大会のグループステージの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第4条〔登録期限と出場制限〕

- (1) 2023年10月13日までに協会への選手登録および WE リーグ登録を完了した選手でなければ試合へ出場することはできない。
- (2) WE クラブはグループステージの試合において既に他のチームで出場した選手を、グループステージおよび決勝の試合に出場させてはならない。

第5条〔グループステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) グループステージの試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) グループステージが終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の第1号から第7号の順序により順位を決定する。
 - ① 勝点数が同一のチーム間で行った試合の勝点数
 - ② 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得失点差
 - ③ 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得点数

- ④ グループ内の全試合の得失点差
- ⑤ グループ内の全試合の得点数
- ⑥ グループ内の全試合の反則ポイント
- ⑦ 抽選

第6条〔決勝における試合の勝敗の決定〕

- (1) 決勝は、90分間（前後半各45分）での試合を行う。90分間で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝敗を決定する。
 - ① 30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ② PK
- (2) 前項第1号の延長戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。
 - ① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第33条第1項第1号および第2号の定めにかかわらず、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる
 - ② 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く
- (3) 前項第2号のPKは、次の各号の定めに従い行うものとする。
 - ① PKに参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が6名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
 - ② PKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第7条〔順位の決定および表彰〕

- (1) WEリーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を2位として、別途理事会が定めるWEリーグ表彰規程（以下「表彰規程」という）により表彰する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、決勝が規約第53条に定めるみなし開催となった場合、その状況に応じて以下の通り取り扱うものとする。
 - ① WEリーグ規約第53条第1号に該当する場合（不可抗力を原因とする場合）
両チームを優勝とする。賞金は表彰規程第7条第1項および第2項に定める賞金の合計を折半し、それぞれ7,500,000円とする。
 - ② WEリーグ規約第53条第2号に該当する場合（一方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合）
責に帰すべき事由のないチームを優勝、責に帰すべき事由のあるチームを2位とする。

- ③ WE リーグ規約第 53 条第 3 号に該当する場合（双方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合）
両チームを 2 位とする。賞金は表彰規程第 7 条第 2 項の定めに従い、それぞれ 5,000,000 円とする。

第 8 条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、WE リーグが指定した位置に WE リーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。

第 9 条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当等：

主審	副審・追加副審	第 4 の審判員
30,000 円	13,000 円	10,000 円

交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする
- イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合、それまでの職務に対して前項に定めた手当てを支払う
- ロ. 試合途中から手当ての額の多い職務についた場合、新たな職務に対して前項に定めた手当てを支払う
- ハ. 試合途中から職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、WE リーグ規約第 52 条第 2 項第 2 号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

主審	副審	第 4 の審判員
18,000 円	7,800 円	6,000 円

- ③ 前 2 号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、WE リーグの「旅費規程」に基づいて支払う

- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：20,000 円

交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による

- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

- ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合
手当て：なし

交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）

- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：13,000円

交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による

- ③ 試合途中で中止が決定した場合

手当て：20,000円

交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による

第10条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

- (1) グループステージの試合については、リーグ戦実施要項に定めるアクレディテーションカード（AD証）およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、WEリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第11条〔遠征経費〕

本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。

- (1) グループステージの試合については、出場するWEクラブがそれぞれ負担する
- (2) 決勝についてはWEリーグの「旅費規程」に基づきWEリーグが負担する

第12条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

